

印鑑レス口座取引規定

本規定は印鑑レス口座取引に関する取り扱いを定めたものです。

1. (印鑑レス口座)

- (1) 印鑑レス口座とは、取引口座の開設にあたり当行への印鑑の届出を行わない口座をいいます。
- (2) 印鑑レス口座とできるのは、当行が提供するアプリであるひろぎんアプリの口座開設機能により申込みされた総合口座および2023年9月4日以前に申込受付された印鑑届出がされていないひろぎんカープ支店の総合口座(ネットビュー)、自動積立定期預金口座(積立定期ネットビュー)です。既に印鑑届出済みの預金口座を印鑑レス口座に変更することはできません。
- (3) 印鑑レス口座を開設できるのは個人の方に限ります。個人名義の口座であっても、事業でお使いの口座はご利用できないものとします。

2. (取引の制限)

- (1) 印鑑レス口座では以下の取引を行うことはできません。
 - ① 法令等により印鑑を必要とする取引
 - ② 口座振替依頼書や各種申込書など当行所定の印章の押印が必要な取引

3. (印鑑レス口座にかかる取引)

- (1) 印鑑レス口座での取引を行う場合、原則として、ひろぎんアプリ、ひろぎんダイレクトバンキングサービスならびに現金自動預入支払機(ATM)の利用により行うものとします。
- (2) お客様が、当行国内本支店の店舗で印鑑レス口座の取引を行う場合は、届出の印鑑との照合を行わず、ひろぎん総合口座取引規定第11条による本人確認を行ったうえ取扱できるものとします。この場合、当行所定の本人確認書類の提示を求められることがあります。
- (3) 当行がお客様の印鑑レス口座での取引依頼の受付を謝絶したことにより、お客様に損害が生じた場合であっても、当行に故意または重大な過失があるときを除き、一切の責任を負わないものとします。

4. (印鑑レス口座の解約)

印鑑レス口座を解約する場合、お客様により払戻請求書、当行所定の本人確認書類の提出およびキャッシュカードの返戻等当行所定の方法にて手続きを行うものとします。

5. (印鑑レス口座の解除)

所定の手続きをお取りいただくことにより、印鑑レス口座を、印鑑照合による本人確認を行う取引口座に変更することができます。

6. (印鑑レス取扱いの停止等)

- (1) 当行は以下の場合、印鑑レス取扱いの適用を一時的に停止することがあります。但し、当行において停止事由が消滅したと判断したときには、速やかに停止を解除します。
- ①お客さまが本規定に違反するなど、当行が印鑑レス取扱いの停止を必要とする相当の事由が生じたとき
 - ②住所や電話番号等の変更を行わなかったなど、当行においてお客さまの所在ないし連絡先が不明となったとき
 - ③印鑑レス口座または印鑑レス取引がキャッシュカードの偽造・盗難・紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断したとき
- (2) 当行は、印鑑レス取扱いの継続的な提供に支障があると判断したときその他必要と認めるときは、提供を中止し、または本サービスを解約することがあります。
- (3) 当行が印鑑レス取扱いの適用を一時的に停止し、または提供を中止し、もしくは解約することにより、お客さまに損害が生じた場合であっても、当行に故意にまたは重大な過失があるときを除き、一切の責任を負わないものとします。

7. (他の規定の準用)

印鑑レス口座取引については、ひろぎん総合口座取引規定、〈ひろぎん〉無通帳口座”スマート e”規定、ひろぎんカード規定、〈ひろぎん〉ダイレクトバンキングサービス規定等の関連規定も適用されるものとし、これらの規定と本規定とで相違が生じる場合は、本規定が優先して適用されるものとします。

8. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由がある場合には、当行ホームページへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上